

2006年3月1日

検事総長 松尾邦弘 殿
宇都宮地方検察庁 検事正 鈴木和宏 殿
警察庁長官 漆間 巖 殿
栃木県警察本部 本部長 河邊有二 殿

日本弁護士連合会
会長 梶谷 剛

警 告 書（要旨）

当連合会は、申立人Aから救済申立のあった、宇都宮誤認逮捕申立事件につき、調査した結果、下記のとおり警告します。

第1 警告の趣旨

知的障がいをもつ申立人を強盗被疑事件の被疑者として取調べを行うに際し、栃木県警察本部所属の担当警察官らが、虚偽自白を強要し、申立人の真意と異なる自白調書を作成したこと、さらに、宇都宮地方検察庁所属の担当検察官らが、当該警察官らの虚偽自白を強要した事実を看過したばかりか、自らも虚偽自白を強要した上で、申立人の真意と異なる自白調書を作成し、これを前提に、十分な裏付け証拠もないままに起訴したことが認められた。これらの行為は、申立人に対する重大な人権侵害行為であることは明らかであり、貴殿らには、このことを自覚し、深く反省することを求めるとともに、再発防止のために、次の措置をとることを警告する。

被疑者・被告人に対する取調べについては、可及的すみやかに、その全過程を録画もしくは録音すべきであるが、とりわけ知的障がいをもつと疑われる者に対する取調べにおいては、直ちにその全過程の録画もしくは録音を行うこと

知的障がいをもつと疑われる被疑者・被告人に対する取調べにおいては、被疑者・被告人の保護者等被疑者・被告人を補助する立場にあり、かつ、被疑者・被告人に取調べの発問等の意味を十分に理解させることができる者の立会いを認めること

知的障がいをもつと疑われる被疑者・被告人に対する取調べについて、これを専門的に行える者を養成し、また、全ての取調べ官の研修を直ちに開始すること

第2 警告の理由（要旨）

1 本件事案の概要

2004年4月と5月、宇都宮市内において、2件の強盗事件が発生した。申立人は、これとは別の軽微な暴行事件で同年8月に逮捕された。

ところで、申立人には、重度の知的障がいがあり（知的障がいの程度は「A2」で「文字、数の理解力の僅少なもの」とされている）、かかる事情について捜査機関は熟知していた。

申立人については、暴行事件で逮捕され取調べを受けている最中の同年8月20日以後、2つの強盗事件について「自白」したとして、合計16通の供述調書が作成されている。これらの供述調書は、いずれも物語形式で、理路整然と事実経過が書かれている。

ところが、その後裁判が進行し、判決期日まで指定された後に真犯人が逮捕された。

そのため、検察官も申立人が強盗事件を行っていないことを認めざるをえなくなった。そこで、検察官は、改めて申立人の取調べを行い、供述調書を作成したが、今度はすべて、完全な一問一答形式で作成されている。この一問一答は、質問と答えが、終始およそかみ合うことがなく、意味のあるストーリーは何も把握することができない。すなわち、そもそも申立人に事実を整理して供述する能力さえなかったことが窺える。

2005年3月10日、裁判所は、2つの強盗事件について無罪を言い渡した。

2 人権侵害の認定

本件においては、警察官が、暴行事件の捜査の段階で、申立人と未解決の2つの強盗事件を結びつけ、申立人が犯人であるとの「見込み」をもって方向付けをし、防御能力に著しく欠ける申立人に「自白」を強要し、被害者の供述と客観的な状況に合わせて被疑者の「自白供述」を作文した上、全く内容を理解できていない申立人の署名・指印をさせたことが認定できる。

他方、検察官は、申立人に知的障がいがあり、事理弁識能力に重大な問題があることを認識しながら、しかも、裏付け証拠がないことも十分に承知しながら、申立人が強盗事件をやったことを「否定しない」ことを偏重し、警察官が作文した「自白調書」をほぼ焼き直して検察官調書を作成し、無辜（罪を犯してない者）の申立人を起訴した。

警察官と検察官には、防御能力に著しい障がいのある申立人に対する重大な人権侵害行為があったと認められる。

3 結論

本件は、防御能力に著しく欠け、取調べ体験自体の記憶の保持とその表現をする能力

にも欠ける者に対する捜査の在り方の問題点を浮き彫りにした。同時に、本件は、被疑者・被告人の人権保障の点から、わが国の捜査の実態がはらむ問題性が象徴的に顕れた事案である。すなわち、長期間の身体拘束、密室での「自白獲得」偏重と「自白強要」、物的証拠・裏付け証拠の軽視などの点である。

本件により、弁護士等の立会権の確保、取調べ過程の可視化、供述調書作成のあり方など、現在の捜査の在り方の抜本的改革について、実行段階に移すことが緊喫の課題となっていることが再確認された。

よって、頭書のとおり警告する。

以 上